

PTAで加入している保険のご案内の配布について

PTAでは、児童や保護者のPTA活動における万一の事故などに備えて、下記のように3種類の保険(安全教育振興会、安振会賠償責任補償制度、PTA団体傷害保険)に加入しています。
さらに学校側でも1種類の保険(日本スポーツ振興センター)に加入しています。

以下の資料を配布いたしております。それぞれご一読の上、ご家庭で大切に保管してください。

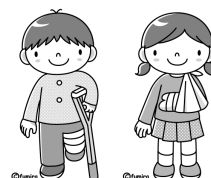
- ・安全教育の振興に向けて ご案内
- ・横浜市安全教育振興会 賠償責任補償制度のご案内
- ・PTA総合補償制度ご加入のご案内(PTA団体傷害保険)

名 称	児童 被害事故	児童 加害事故	PTA会員 被害事故	PTA会員 加害事故
日本スポーツ振興センター	○ 学校管理下*1	×	×	×
安全教育振興会 見舞金等給付*2	○ 学校管理下以外	×	○ PTA活動中	
安全教育振興会賠償責任補償制度	×	○	×	○ PTA活動中
PTA団体傷害保険*3	○ PTA主催共催 事業中の事故	×	○ PTA主催共催 事業中の事故	×

<保険の概要>

- * 1 学校での教育活動中に適応されます。登下校時の事故にも適応されますが、通学路を通った場合に限りです。
- * 2 登校前・下校後・休日の事故に対応しています。交通事故については、見舞金がでます。
- * 3 PTA行事に参加された地域の方や未就学児にも適応されます。

※どの保険に関しても、給付されるか否かは審査決定によります。



★事故が起きた状況により適応になる保険の種類、担当窓口が異なります。

以下をお読みになり、ご確認ください。

児童がけがをしたときは

(PTA行事に参加の保護者に適応される保険もあります)

☆学校管理下内の場合(登校から下校までにおこったケガ)「日本スポーツ振興センター」
養護教諭までお尋ね下さい。詳細はリーフレットをご覧ください。



- ◎登下校時のケガに関しては、決められた通学路を通った場合に限りです。
- ◎窓口の支払いが1500円を超えた場合に請求できます。

☆学校管理下外の場合 「横浜市安全教育振興会」

副校長までお尋ね下さい。詳細はリーフレットをご覧ください。



- ◎登校前、下校後、休日のケガで、3日(歯の事故は2日)以上通院した場合に請求できます。
- ◎交通事故には見舞金がでます。
- ◎PTA行事へ出席した保護者にも適用されます。

☆PTA活動(行事参加)中の場合 「PTA団体傷害保険」

役員会までお尋ねください。詳細はリーフレットをご覧ください。



- ◎通常のPTA活動中にケガをした場合に請求できます。
- ◎PTA活動の場所までの往復中のケガも補償されます
- ◎会員以外でPTA行事に参加される方(未就学児含む)のケガも補償します。
- ◎熱中症、細菌性食中毒も補償の対象となります。

お子さんが対人、対物事故をおこしたときは

「横浜市安全教育振興会賠償責任補償制度」で補償します

☆本制度は、子どもたちの日常生活やPTA活動の遂行に起因する事故を補償する制度です。

副校長までお尋ねください。詳細につきましては、ご案内をご覧ください。

「放課後キッズクラブ」でけがをしたときは

「放課後キッズクラブ」は学校管理下外なので、横浜市安全教育振興会の対象となります。ただし、学校課業日に「放課後キッズクラブ」からの帰宅途中の日没前までの負傷は、日本スポーツ振興センターの対象になります。

※放課後キッズクラブの保険も存在しますので、状況によって適宜ご相談ください。

◆どの保険に関しても、給付されるか否かは審査決定によります。